

急成長する中国ユニコーン企業の動向 ～成長背景と業界分布に注目

リサーチ&アドバイザー一部
中国調査室

メインピックス	2
急成長する中国ユニコーン企業の動向～成長背景と業界分布に注目	2
▶ 近年、成功したベンチャー企業の象徴として、ユニコーン企業が新規事業の創出を図る地方政府や起業家、投資家に注目されている。「ユニコーン企業」という言葉は、米国のベンチャーキャピタルの一つである Cowboy Ventures の創業者 Aileen Lee が 2013 年に使い始めたと言われており、希少な存在、発展スピードが速い、投資家に巨額の利益をもたらすといった属性を持つベンチャー企業として注目されている。評価基準として、創業期間は 10 年以内、評価額が 10 億ドル以上の未上場のスタートアップ企業を指す。ユニコーン企業は新経済(ニューエコノミー)の発展方向、将来の趨勢を示しており、中でも文化・娯楽・メディア、自動車・交通、電子商取引(EC)、フィンテック、医療・健康などの分野に集中している。	
人事労務コンサルティング情報/中智上海.....	10
試用期間中の契約解除に関する Q&A～	10
▶ 試用期間中に契約を解除する場合、採用条件に不適合であることを理由とするのが一般的ですが、会社が不適合と判断しさえすればいつでも労働契約を解除する事ができるわけではありません。そこで今回は、試用期間中の採用条件不適合を理由とする解除に関する注意点と、よくある試用期間中にまつわる誤解について紹介します。	
君合の中国法コラム	12
新たに公布された独占禁止法に関する三つの行政法規について	12
▶ 中国市場監督管理総局は、2019年7月1日に『カルテルの禁止に関する暫定規定』、『市場における支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定』及び『行政権力を濫用した競争行為の排除、制限に対する差し止めに関する暫定規定』【局令第10号、11号、12号】を公布した。2019年9月1日に前記三つの行政法規が施行されるのに伴い、元の国家工商行政管理総局が公布した『工商行政管理機関によるカルテル行為の禁止に関する規定』、『工商行政管理機関による市場における支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定』及び『工商行政管理機関によるカルテル事件、市場における支配的地位の濫用事件に対する調査・処分手続きに関する規定』は廃止される。本稿では、当該三つの行政法規のキーポイント及びその影響についてご紹介する。	
三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年8月).....	14

メインピックス

急成長する中国ユニコーン企業の動向～成長背景と業界分布に注目

近年、成功したベンチャー企業の象徴として、ユニコーン企業が新規事業の創出を図る地方政府や起業家、投資家に注目されている。「ユニコーン企業」という言葉は、米国のベンチャーキャピタルの一つである Cowboy Ventures の創業者 Aileen Lee が 2013 年に使い始めたと言われており、希少な存在、発展スピードが速い、投資家に巨額の利益をもたらすといった属性を持つベンチャー企業として注目されている。評価基準として、創業期間は 10 年以内、評価額が 10 億ドル以上の未上場のスタートアップ企業を指す。ユニコーン企業は新経済(ニューエコノミー)の発展方向、将来の趨勢を示しており、中でも文化・娯楽・メディア、自動車・交通、電子商取引(EC)、フィンテック、医療・健康などの分野に集中している。

I. 世界におけるユニコーン企業

中国は米国に次ぐ世界第 2 位

米国調査会社 CB Insight の統計によると、2018 年 12 月時点、世界全体で 313 社のユニコーン企業が存在する。上位 5 ヶ国の順位は 2017 年と変わらず、米国(151 社)、中国(香港を含む、88 社)、イギリス(15 社)、インド(14 社)、韓国(7 社)となっており、米国と中国は合計で全体の 76.3%を占めている。

2018 年、世界における評価額 100 億ドル以上のスーパーユニコーン企業は 22 社、そのうち、アリババの金融関連会社の螞蟻金服(アント・ファイナンシャル)は 1,500 億ドルで首位を占めている。米国と中国はそれぞれ 12 社と 7 社で、全体の 86.4%を占めており、イギリス、インドとシンガポールはそれぞれ 1 社がランクインした。

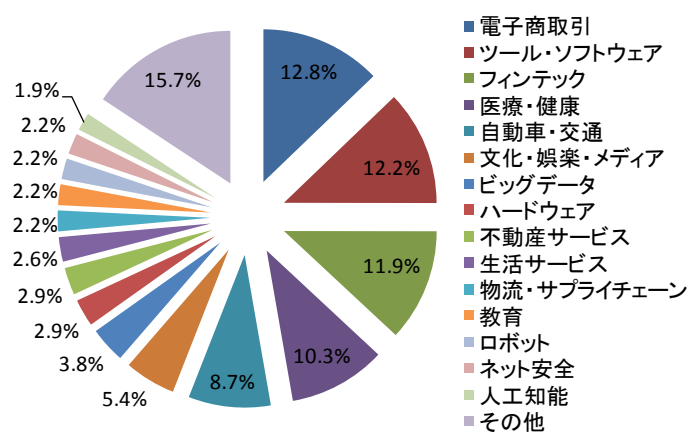
新しく生まれたユニコーン企業数をみると、中米両国は 2013 年以降、全体の 7 割以上を占めている。投融資活動の活発化により、2015 年と 2017 年に生まれたユニコーン企業は 66 社と 65 社で最も多い。2018 年、米国と中国の新生ユニコーン企業数は 53 社と 32 社、全体に占める割合は 47.4%と 28.6%で、中国の新生企業数の伸び率と割合はともに米国を下回った。金融市場のデレバレッジと監督管理強化を背景に、融資環境が従前より厳しくなり、投資家は新興企業の将来の不確定性を懸念し、成熟した大手企業に投資する傾向にあり、ユニコーン企業の誕生を抑制した。

国別の平均評価額をみると、中国のユニコーン企業の平均評価額は 59.6 億ドルで最も高く、他国の約 2 倍となる。世界の平均評価額は 40.3 億ドルで、韓国と米国が 2 位と 3 位につけた。韓国の平均評価額は 29.5 億ドルから 39.3 億ドルに増加したが、インドの平均評価額は 39.4 億ドルから 27.9 億ドルに減少した。

ハイテク企業の割合が上昇

業種別にみると、インターネット、ハイエンド製造、ハイテク産業のユニコーン企業が最も多い。トップ 3 は順に EC、ツール・ソフトウェア、フィンテックで、それぞれ 40 社、38 社、37 社のユニコーン企業を有する(図表 1)。トップ 3 の順位

【図表 1】世界におけるユニコーン企業の業界分布



(出所) CB Insight のデータより当行中国調査室作成

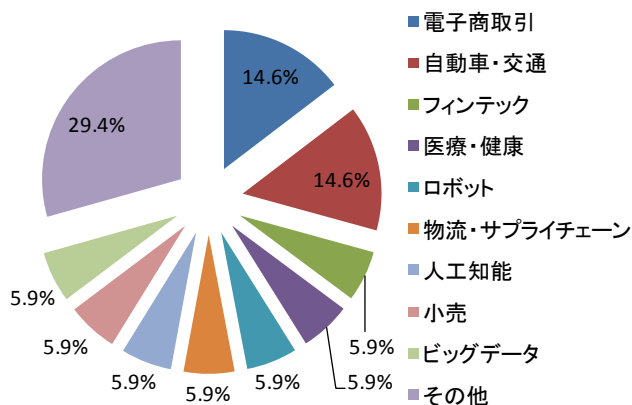
1 当期ユニコーン企業数 = 前期企業数 + 新生企業数 - 上場、合併・買収企業数。新生企業数は必ずしも前期比増加した企業数に等しくない。

は昨年と変わらないが、全体に占める割合は10ポイント低下した。

2018年、世界における新生ユニコーン企業のうち、新エネルギー自動車、人工知能(AI)チップ、ロボット、ビッグデータ、コンピュータビジョン、クラウドコンピューティングなどを含むハイエンド製造・ハイテク企業は計28社で、2017年より9社増加した。28社のうち、中国は8社で、AI、ロボット、新エネルギー自動車とビッグデータに集中する。米国は全体の半分を占める14社で、上記業種のほか、バイオ製薬、3Dプリンター、DevOps(ソフトウェア開発手法の一つで、開発部門と運用部門が連携してシステム開発を行う)が含まれている(図表2、3)。

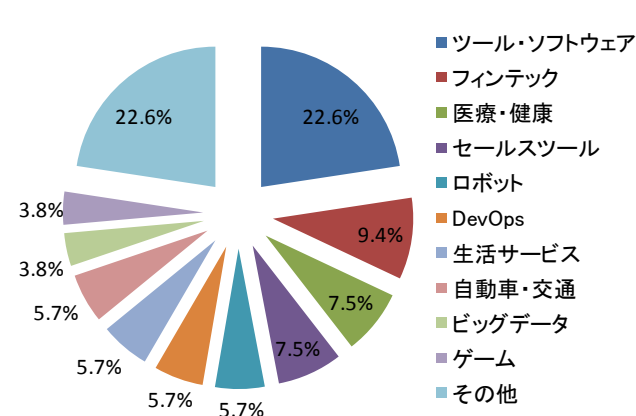
米国と中国のユニコーン企業構成の違いをみると、米国は企業向けサービス(ビッグデータ、企業ソフトウェア、データ分析プラットフォームなど)、金融、医療・健康といった分野に集中し、技術駆動型企業を主とするのに対し、中国は文化・娯楽・メディア、電子商取引、金融などのB2C(企業と個人間の取引)分野に集中し、インターネット型企業を主としている。

【図表2】中国の新生ユニコーン企業の業界分布



(出所) CB Insightのデータより当行中国調査室作成

【図表3】米国の新生ユニコーン企業の業界分布



(出所) CB Insightのデータより当行中国調査室作成

II. 中国におけるユニコーン企業

中国科学技術部によるユニコーン企業の定義は、以下4つの条件を満たす企業とされている。①中国国内で登録、法人資格を有する、②設立から10年未満、③プライベートエクイティ(PE)ファンドからの資金調達を行いかつ未上場、④評価額が10億ドル以上。それに基づき、恒大研究院は胡潤研究院、IT桔子(itjuzi.com)、CB Insight、Pitch Bookなどの統計を結合してランキングを発表し、設立時間によってユニコーン企業を広義と狭義に分け、設立時間に制限がないのを広義、設立から10年未満を狭義とされている。

2018年12月時点、中国における広義のユニコーン企業は161社、15都市の14業種に分布し、評価額は全体で7,134.9億ドルに達し、うち狭義のユニコーン企業は137社、評価額は全体で6,524.9億ドルに達している。そのうち、スーパーユニコーン企業は10社、新生ユニコーン企業は54社となった。中国独自調査のユニコーン企業数が国際調査会社より大幅に増えたのは、一部上場企業の独立採算の関連会社を数え入れたことや、ベンチャーキャピタル(VC)からの資金調達をより細かく把握できたことなどの背景があると考えられる。

地域分布: 北京が首位

地域別にみると、北京、上海、杭州、深セン4都市におけるユニコーン企業数は全体の85.7%、評価額は全体の94.5%を占めている。経済発達度、製造業成熟度、人材質、政策優遇、インフラ整備といった面で、これら都市は全国の先頭を立ち、ユニコーン企業の誕生を促進した。そのうち、北京は前年より16社増加の74社で全体の46%を占めており、評価額は2,979.4億ドルで首位を保ち、上位10社企業の半分を占めている。これに次いで、上海は前年より6社増加の34社、評価額は1,325.1億ドル、杭州は同2社増の16社、評価額

は1,946.5億ドル、深センは同4社増の14社、評価額は490億ドルとなっている。また、南京、武漢、重慶、合肥、香港、青島、成都に生まれたユニコーン企業が増えており、中でも南京の新生ユニコーン企業は5社となった。イノベーションの活発化、政府による支援力の強さがユニコーン企業増加の原因だとみられる。

資本投資:AT2社が牽引

ユニコーン企業の成長は投資機関からの資本支援が不可欠で、紅杉資本(セコイア・キャピタル)、IDGといったベンチャーキャピタルのほか、中国のインターネット大手4社BATJ(百度、アリババ、テンセント、京東)はユニコーン企業の育成に力を入れている。インターネット大手企業は将来性がある市場で競争優位性を獲得するため、自社から分離・独立または戦略的投資を通じて、ユニコーン企業の成長を後押しする。ランキングからみると、約半分のユニコーン企業はBATJから投資を受けたことがあり、評価額が高いほど大手企業の影響力も強くなり、上位10社はすべて大手企業と関わりがある。

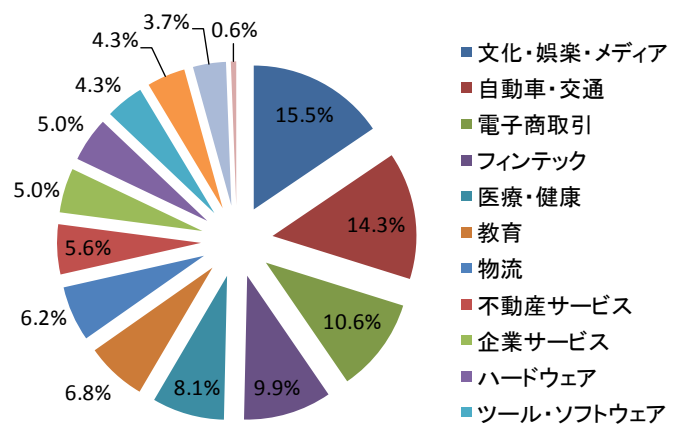
アリババと関連企業の世界における投資案件は124件、投資金額は1,800億元でトップを占め、投資業種のトップ5は企業サービス(19件)、EC(17件)、自動車・交通(16件)、金融(15件)、AI(10件)。テンセントと関連企業の世界における投資案件は132件、投資金額は900億元で、投資業種のトップ5は文化・娯楽・メディア(42件)、企業サービス(20件)、ゲーム(18件)、自動車・交通(12件)、金融(10件)。京東の投資案件は50件、投資金額は200億元で、投資業種のトップ4は企業サービス(13件)、EC(7件)、金融(6件)、物流(3件)である。

2018年、テンセントが投資したユニコーン企業は前年と横ばいの30社で2位を占め、小紅書(EC)、車好多(自動車・交通)、快手(ショート動画)、猿輔導(教育)が挙げられる。アリババが投資したユニコーン企業は17社で4位を占め、今日頭条(文化・娯楽・メディア)、小豬短租(賃貸)、暎視科技(AI)、商湯科技(AI)が挙げられる。

業界分布: インターネットとハイテクに集中

イノベーション形態別にユニコーン企業をプラットフォーム・エコシステム型と技術駆動型に分けられる。プラットフォーム・エコシステム型はインターネットに基づきプラットフォームを構築し、直接に実体経営に携わらず、第三者として実体企業と消費者を結び付け、プラットフォームによってシェアリングを実現する。業種別にみると、文化・娯楽・メディア、自動車・交通、EC分野のユニコーン企業はそれぞれ25社、23社、17社でトップ3を占め、同3業界の代表企業として今日頭条(750億ドル)、滴滴出行(450億ドル)、小紅書(30億ドル)が挙げられる(図表4)。

【図表4】中国におけるユニコーン企業の業界分布



(出所)恒大研究院のレポートより当行中国調査室作成

技術駆動型はビッグデータ、クラウドコンピューティング、AI、ブロックチェーンなどの先端技術を推進力とし、代表企業はハイエンド製造業に集中し、持続的なイノベーションを通じて業界変革を牽引する。代表企業として、フレキシブルディスプレイを研究開発する柔宇科技、AIを研究開発する商湯科技と暎視科技、ロボットを研究開発する優必選が挙げられる。

北京のユニコーン企業は文化・娯楽・メディア、ビッグデータ、AI分野、上海と杭州のユニコーン企業はインターネット金融、深センのユニコーン企業は技術駆動型に集中する特徴がある。

プラットフォーム・エコシステム型と技術駆動型を結び合わせれば、より大きな役割を果たせる。評価額の変動をみると、螞蟻金服と今日頭条の増加額が750億ドルと450億ドルで最も高い。プラットフォームによって構築した大量の利用者および資本関係のほか、ビッグデータやAIなどの新興技術を運用することが競争優位を保つポイントと思われる。評価額増加額の上位10社は高い順に、螞蟻金服(750億ドル)、今日頭条(450億ドル)、餓了幺・口碑(生活サービス、180億ドル)、陸金所(フィンテック、170億ドル)、京東数字科技(フィンテック、

105億ドル)、車好多(自動車・交通、32億ドル)、微医集団(医療・健康、25億ドル)、京東物流(24億ドル)、商湯科技(20億ドル)、微衆銀行(フィンテック、19億ドル)であり、その大半は技術属性が強い。

株式上場:株価動向

2018年、中国のユニコーン企業19社は上場を果たし、過去最高を記録した(図表5)。上場前の評価額は10億ドルから460億ドルにわたり、上場した市場は香港証券取引所(8社)、ニューヨーク証券取引所(5社)、ナスダック(5社)、深セン証券取引所(1社)が含まれる。

一方、市場予想の不確実性、革新的なイノベーションの不足、収益モデルに疑問が残るほか、海外投資家と資本市場が中国の企業文化や運営モデルに対する理解不足を受け、7社の初値は公募価格を下回り、中でもビリビリ動画の株価は14.8%急落した。一方、5割以上の企業の時価総額は評価額を上回り、中でも新興ECサイトの拼多多の時価総額は評価額の12倍となった(図表5)。

【図表5】上場したユニコーン企業19社の詳細

上場日	企業名	上場市場	公募価格	初値騰落率	上場前評価額(億ドル)	公募時価総額(億ドル)	2018年12月31日時価総額(億ドル)
2018-3-28	哔哩哔哩	ナスダック	11.5ドル	-14.8%	10	32.0	40.6
2018-3-29	愛奇艺	ナスダック	18ドル	1.1%	80	127.0	107.6
2018-5-4	平安好医生	香港	54.8香港ドル	4.6%	30	74.6	37.6
2018-5-11	虎牙直播	ニューヨーク	12ドル	29.2%	15	30.0	31.5
2018-6-11	寧徳時代	深セン	25.14元	44%	196	81.3	241.2
2018-6-27	優信二手车	ナスダック	9ドル	15.5%	18	32.0	14.2
2018-6-29	有才天下獵聘	香港	33香港ドル	-1.5%	12	21.4	18.9
2018-7-9	小米	香港	17香港ドル	-2.4%	460	484.7	389.3
2018-7-12	齊屹科技	香港	4.85香港ドル	-4.3%	16	7.5	4.6
2018-7-13	51信用卡	香港	8.5香港ドル	3.1%	10	12.8	6.6
2018-7-26	拼多多	ナスダック	19ドル	39.5%	20	240.0	248.6
2018-9-12	蔚来汽車	ニューヨーク	6.26ドル	-3.4%	50	63.1	64.9
2018-9-14	趣头条	ナスダック	7ドル	28.7%	13	23.0	18.0
2018-9-20	美团点评	香港	69香港ドル	5.7%	300	483.0	307.5
2018-9-28	触宝科技	ニューヨーク	12ドル	-4.2%	15	7.8	5.3
2018-11-26	同程芸龍	香港	9.8香港ドル	10.0%	35	25.7	33.1
2018-11-27	宝樹	香港	6.8香港ドル	1.6%	15	14.5	14.8
2018-12-6	蘑菇街	ニューヨーク	14ドル	-12.5%	40	15.0	21.9
2018-12-12	騰訊音楽	ニューヨーク	13ドル	8.9%	230	212.7	216.2

(出所)恒大研究院のレポートより当行中国調査室作成

Ⅲ. 中国ユニコーン企業の代表分野

文化・娯楽・メディア

2018年、文化・娯楽・メディアにおけるユニコーン企業は25社、評価額は全体で1,302.6億ドル、1社平均で52.1億ドルとなった。地域別にみると、北京は13社と半数以上を占めている(図表6)。文化・娯楽・メディアには、ゲーム、スポーツ、図書、映画・テレビ、演出・演劇、アニメ・漫画、レジャー・エンタテインメント、メディアなど様々なセクターが含まれている。インターネットと結び付いた新型文化・娯楽・メディア産業は新しい手段によって、コンテンツやサービスを提供し、心理面における個人消費の重要な部分になりつつある。

【図表6】文化・娯楽・メディア業界のユニコーン企業

企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)	企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)
1 今日頭条	北京	2012.7	750	14 網易雲音楽	杭州	2013.4	10.6
2 快手	北京	2011.3	150	15 古北水鎮	北京	2011.11	10
3 喜馬拉雅FM	上海	2012.8	32	16 得到App	北京	2014.6	10
4 一下科技	北京	2011.8	30	17 米未伝媒	北京	2015.8	10
5 猫眼微影	北京	2017.9	30	18 太合音楽	北京	2014.8	10
6 斗魚TV	武漢	2014.1	25	19 客路旅行	香港	2014.5	10
7 知乎	北京	2011.1	25	20 脈脈	北京	2013.1	10
8 淘票票	杭州	2014.12	22	21 大地影院	広州	2006.1	30
9 蘇寧体育	南京	2016.5	20	22 燦星	深セン	2008.11	25
10 快看漫画	北京	2014.12	15	23 西山居	珠海	1995.5	15
11 界面	上海	2014.9	15	24 馬峰窩	北京	2007.11	10
12 途家網	北京	2011.12	15	25 蜻蛉FM	上海	2002.2	10
13 一点資訊	北京	2013.8	13				

自動車・交通

2018年、自動車・交通におけるユニコーン企業は23社、評価額は全体で953億ドル、1社平均で41.4億ドルとなった。地域別にみると、北京は10社と4割を占める(図表7)。内訳をみると、交通分野の評価額が最も高く、コネクテッドカー・ハードウェア分野の企業数が最も多いが、自動車EC、中古車、自動車サービス分野の企業数と評価額は低水準にある。

2018年末時点、ネット配車に代表される移動・交通の利用者数は4.9億人に上り、2020年までの利用者数は6.2億人に拡大すると見込まれる。滴滴出行の市場シェアは9割以上と主導的な地位を占めている。また、2018年の中国のコネクテッドカー市場規模は167億ドルとなり、2025年までの市場規模は2,162億ドルに拡大し、世界の1/4を占め、スマート・コネクテッドカーは主流製品になると予測されている。

【図表7】自動車・交通業界のユニコーン企業

企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)	企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)
1 滴滴出行	北京	2012.7	450	13 愛馳汽車	上海	2016.10	16
2 車好多	北京	2012.9	66	14 曹操專車	杭州	2015.5	16
3 威馬汽車	上海	2012.5	50	15 途虎養車	上海	2011.1	14
4 小鵬汽車	広州	2015.1	37	16 ETPC停車	北京	2012.1	12
5 大搜車	杭州	2012.11	35	17 首汽約車	北京	2015.9	11
6 遊俠汽車	上海	2014.3	33.5	18 人人車	北京	2014.7	11
7 拜騰汽車	南京	2016.3	30	19 Momenta	北京	2016.7	10
8 奇点汽車	北京	2014.12	30	20 斑馬智行	上海	2015.11	10
9 智車優行	北京	2014.10	30	21 斑馬快跑	武漢	2015.4	10
10 哈啰出行	杭州	2016.3	23	22 巴魯岡汽配舖	広州	2013.9	10
11 車和家	北京	2015.4	20	23 時空電動	杭州	2013.9	10
12 電咖汽車	北京	2015.6	18.5				

電子商取引

2018年、EC分野のユニコーン企業は17社、評価額は全体で284億ドル、1社平均で16.7億ドルとなった。地域別にみると、北京の企業数と評価額が最も高い(図表8)。内訳をみると、生鮮食品分野の評価額と企業数が最も高く、2位以下は3C電子機器、越境EC、総合EC、コモディティ、ベビー・マタニティ、その他ECサービスなどが続いた。

2018年の中国のEC取引規模は前年比8.5%増の31兆6,300億元、うちネット小売額は同23.9%増の9兆100億元、越境EC小売輸出入額は同50%増の1,347億元、農村ECは同30.4%増の1兆3,700億元となった。生鮮ECは2014～2015年の高速成長を経て、2016年は業界再編を迎えており、多数の中小型企业は倒産または買収されるとともに、アリババや京東といった大手企業が進出し、コールドチェーン物流やサプライチェーンの構築に取り組んでいる。

【図表8】電子商取引業界のユニコーン企業

企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)	企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)
1 小紅書	上海	2013.8	30	10 転転	北京	2013.10	10
2 美菜網	北京	2014.5	28	11 Jollychic	杭州	2012.12	10
3 中商惠民網	北京	2013.10	20	12 辣媽幫	深セン	2012.1	10
4 找鋼網	上海	2011.3	16	13 蜜芽宝贝	北京	2011.10	10
5 愛回收	上海	2011.4	15	14 卷皮網	武漢	2010.8	10
6 口袋購物	北京	2011.9	13	15 居然之家	北京	1999.2	57
7 貝貝網	杭州	2014.5	12	16 匯通達	南京	2008.1	10
8 中糧我買網	北京	2009.8	12	17 返利網	上海	2006.11	10
9 易久批	北京	2014.9	11				

金融

2018年、金融分野のユニコーン企業は16社、評価額は全体で2,380.6億ドル、1社平均で148.8億ドルとなった。地域別にみると、北京が7社で最も多く、評価額をみると、杭州が全体の63.4%を占めている(図表9)。

インターネット金融には3つのモデルがある。①銀行がインターネット技術を利用し、決済業務を拡大、②第三者決済機関およびネット金融プラットフォーム、③ネット貸借。余额宝に代表されるマネー・マーケット・ファンド(MMF)とアリペイに代表される第三者決済は商業銀行の預金業務と決済業務に、ネット貸借は銀行カードローンにそれぞれ衝撃を与えた。

インターネット金融業界全体に対する規制強化を受け、P2Pネット融資プラットフォームは2018年6月の1,800社から2018年12月の1,029社に、貸出残高は1兆3,000億元から7,800億元に減少した。一方で、2018年、ネット保険分野において、融資を獲得した企業数と資金調達額はいずれも増加している。

【図表9】フィンテック業界のユニコーン企業

企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)	企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)
1 螞蟻金服	杭州	2014.10	1,500	9 富途証券	深セン	2012.1	12
2 陸金所	上海	2011.9	380	10 老虎証券	北京	2014.6	10.6
3 京東数科	北京	2013.7	205	11 聯易融	深セン	2016.2	10
4 微衆銀行	深セン	2014.10	110	12 随手記	深セン	2010.2	15
5 度小滿金融	北京	2016.4	29	13 挖財網	杭州	2009.11	13.8
6 網信理財	北京	2014.6	15	14 銀聯商務	上海	2002.1	12
7 正奇金融	合肥	2012.10	14	15 拉卡拉	北京	2005.10	10.6
8 易生金服	北京	2015.11	12	16 玖富	北京	2006.8	10

医療・健康

2018年、医療・健康分野のユニコーン企業は13社、評価額は全体で250.6億ドル、1社平均で19.3億ドルとなった。地域別にみると、北京と上海はそれぞれ4社で最も多い(図表10)。内訳をみると、医療総合サービスの評価額が最も高く、バイオ技術・製薬の企業数が最も多いが、医療機械・ハードウェア、オンライン医療、医療情報化、医者サービス、健康・保険、専科サービスの企業数と評価額は低水準にある。

2018年の中国の健康サービス産業規模は7兆100億元となり、「健康中国2030計画綱要」では、2020年ま

では8兆元以上、2030年までは16兆元に達する目標を掲げている。医療サービスニーズの高まりと高齢者人口の急増により、医薬産業と健康・養老は全体の8割以上を占めている(図表10)。

今後の投資方向として、以下5つが挙げられている。①高齢者不動産、高齢者サービス、高齢者金融・保険、高齢者日用品、高齢者娯楽および高齢者教育など人口高齢化による細分化市場、②美容整形、健康管理、リハビリテーションなどに特化した専門化サービス、③スマート医療、DNA シークエンシングなど技術高度化による産業高度化、④オンライン医療、医薬 EC など市場ニーズ変化および技術変革による従来型医療業界のモデル転換、⑤商業医療保険、養生旅行、医療旅行など産業融合による投資機会である。

【図表10】医療・健康業界のユニコーン企業

企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)	企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)
1 微医集団	杭州	2010.3	55.8	春雨医生	北京	2011.7	11
2 聯影医療	上海	2011.3	50.9	碳雲智能	深セン	2015.10	10
3 復宏漢霖	上海	2010.2	28.10	禾連健康	杭州	2014.12	10
4 新氣	北京	2013.8	15.11	医聯	成都	2014.6	10
5 明碼科技	上海	2015.6	12.6	12 杰華生物	青島	2008.3	16
6 諾禾致源	北京	2011.3	12	13 好大夫在線	北京	2006.10	10
7 天境生物	上海	2016.8	11				

中国のユニコーン企業が急成長した背景には、消費者需要の「モノ」から「体験・サービス」への移行、中国政府によるスタートアップ企業への支援策、VC 機構とインターネット大手企業による活発な投資活動、アリババなど成功企業のモデル効果などが挙げられる。業界イノベーションの象徴として、ユニコーン企業は新技術・新産業・新ビジネスモデルの成長を促し、科学技術や産業変革において大きな役割を果たしている。

コア技術、明確なビジネスモデル、専門化集団はユニコーン企業が成功する3つの要因だとみられる。2018年、中国のユニコーン企業は新生数や上場数で記録を更新したが、①インターネット型企業を主としており、技術力が相対的に低い、②利益を生み出すビジネスモデルの欠如により、持続的発展力が弱い、③業界分布とユニコーン企業誕生地が一方に偏るなどの問題が存在する。研究開発の強化、持続的な技術革新を通じて、企業運営の活性化、コア競争力の向上が求められる。

これまで登記先が海外である中国企業が多く存在したが、有力企業の国内回帰を促すため、6月13日、上海証券取引所にハイテク新興企業向け市場「科創板」が正式に開設され、7月22日に取引開始した。米中貿易摩擦がハイテク分野に及んでおり、中国企業のコア技術研究を促す契機となっており、国内のハイテク分野のスタートアップ企業の育成や資金調達を後押しする効果が出るだろう。起業環境の整備に伴い、中国のユニコーン企業は新技術や新たなビジネスモデルを作り出し、経済成長の新たな原動力としての役割を果たせるかが今後の焦点である。

【付表】中国のユニコーン企業上位50社

順位	企業名	所在地	設立	業界	評価額(億ドル)	順位	企業名	所在地	設立	業界	評価額(億ドル)
1	螞蟻金服	杭州	2014.10	フィンテック	1,500	26	拜騰汽車	南京	2016.3	自動車・交通	30
2	今日頭条	北京	2012.7	文化・娯楽・メディア	750	27	優客工場	上海	2002.2	不動産サービス	30
3	滴滴出行	北京	2012.7	自動車・交通	450	28	奇点汽車	北京	2014.1	自動車・交通	30
4	陸金所	上海	2011.9	フィンテック	380	29	智車優行	北京	2014.10	自動車・交通	30
5	餓了么・口碑	上海	2009.4	生活サービス	300	30	小紅書	上海	2013.8	電子商取引	30
6	京東数科	北京	2013.7	フィンテック	205	31	猿輔導	北京	2012.3	教育	30
7	菜鳥網絡	杭州	2013.5	物流	200	32	旷視科技	北京	2011.10	人工知能	30
8	快手	北京	2011.3	文化・娯楽・メディア	150	33	一下科技	北京	2011.8	文化・娯楽・メディア	30
9	京東物流	北京	2017.4	物流	134	34	自如網	北京	2011.6	不動産サービス	30
10	微衆銀行	深セン	2014.10	フィンテック	110	35	猫眼微影	北京	2017.9	文化・娯楽・メディア	30
11	車好多	北京	2012.9	自動車・交通	66	36	度小滿金融	北京	2016.4	フィンテック	29
12	微医集团	杭州	2010.3	医療・健康	55	37	雲从科技	重慶	2015.3	人工知能	28
13	威馬汽車	上海	2012.5	自動車・交通	50	38	美菜網	北京	2014.5	電子商取引	28
14	優必選科技	深セン	2012.3	ハードウェア	50	39	復宏漢霖	上海	2010.2	医療・健康	28
15	WiFi万能钥匙	上海	2012.1	ツール・ソフトウェア	50	40	寒武記科技	北京	2016.3	人工知能	27
16	聯影医療	上海	2011.3	医療・健康	50	41	斗魚TV	武漢	2014.1	文化・娯楽・メディア	25
17	比特大陸	北京	2011.1	ブロックチェーン	50	42	知乎	北京	2011.1	文化・娯楽・メディア	25
18	柔宇科技	北京	2014.6	ハードウェア	48	43	哈啰出行	杭州	2016.3	自動車・交通	23
19	商湯科技	北京	2015.8	人工知能	40	44	金山雲	北京	2012.2	企業サービス	23
20	小鵬汽車	広州	2015.1	自動車・交通	37	45	淘票票	杭州	2014.1	文化・娯楽・メディア	22
21	大搜車	杭州	2012.1	自動車・交通	10	46	依図科技	上海	2012.9	人工知能	22
22	遊俠汽車	上海	2014.3	自動車・交通	10	47	滿帮	南京	2017.1	物流	20
23	易商紅木	広州	2006.1	物流	30	48	蘇寧体育	南京	2016.5	文化・娯楽・メディア	20
24	喜馬拉雅FM	上海	2012.8	文化・娯楽・メディア	25	49	車和家	北京	2015.4	自動車・交通	20
25	VIPKID	珠海	1995.5	教育	15	50	中商惠民網	北京	2013.10	電子商取引	20

(出所) 恒大研究院のレポートより当行中国調査室作成

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザリー部
中国調査室 孫元捷

人事労務コンサルティング情報/中智上海

試用期間中の契約解除に関する Q&A～

試用期間中に契約を解除する場合、採用条件に不適格であることを理由とするのが一般的ですが、会社が不適格と判断しさえすればいつでも労働契約を解除する事ができるわけではありません。そこで今回は、試用期間中の採用条件不適格を理由とする解除に関する注意点と、よくある試用期間中にまつわる誤解について紹介します。

I. 試用期間中の契約解除で注意すべき点がありますか？

試用期間中に契約を解除する場合、採用条件に不適格であることを理由とする解除が一般的です。この場合、使用者は労働契約を解除するため、以下の3点に留意する必要があります。

- ①職位職責、考課方法、考課内容を詳細かつ定量的に規定して書面化する。
- ②採用条件を従業員に対し明確に告知する。もし従業員が採用条件や考課基準を知らされていない場合、これらの条件や基準を適用する事はできず、使用者はこれらを根拠として労働契約を解除する事はできません。
- ③労働者が採用条件を満たしていない事については使用者側に証明責任がある。

さらに、以下の誤解に注意しなければなりません。

誤解 I. 試用期間中の従業員はいつでも労働契約を解除できる。

試用期間について、従業員の業績が悪い場合には、いつでも労働契約を解除できるという誤解がよくみられます。実際には、試用期間中であっても、従業員と会社との間には労働関係が成立しています。法律には、試用期間中に採用条件を満たさなかった場合、使用者は労働契約を解除できると規定しています。ただし、使用者が採用条件を満たしていない事を証明する責任を負います。従業員が業務に不適任かどうかを判断するには、双方が同意した判断基準、一般的な感覚や社会常識に沿った考課制度があり、明確で客観的かつ公正なものであることが要求されます。

誤解 II. 試用期間は自由に延長する事ができる。

『労働契約法』には、同一の使用人と同一の労働者は一度限り試用期間を約定できると明確に規定しています。この規定の趣旨は、労働契約関係の安定性を保護し、使用者が試用期間を何度も設定して労働者の権利を侵害することを防止することにあります。したがって、会社は試用期間を延長することはできず、もし延長すると「2回目の試用期間」とみなされ、違法となり賠償を求められることになります。

誤解 III. 妊娠している女性従業員は試用期間中でも、労働契約を解除できない。

さまざまな政策や法規において、妊娠、出産、哺乳期等の特殊な期間にある女性労働者に対する特別な保護が定められています。しかしこれは、当該女性従業員が会社の規則制度を遵守しなくてもよいという意味ではありません。実務では、妊娠中の女性従業員が面倒だという理由で、正式な休暇手続きを取らないで休暇を取得するケースが見られます。『労働契約法』には、従業員に重大な規則制度違反がある場合、使用者は労働契約を解除できると規定しています。法律上、この理由による解雇について例外規定を設けられていないので、試用期間中に労働者が妊娠していても、法律の条件に合致すれば、労働契約を解除することができます。

II. 全国の政策通達

国家《教育部 普通大学インターンシップ管理業務の強化と規範化に関する意見》の公布

2019年7月10日、教育部は『普通大学インターンシップ管理業務の強化と規範化に関する意見』を公布した。『意見』では、臨床医学及びその他の関連する専門職や特殊な要求のある実習職位を除き、勤務時間が一日8時間、週44時間を超えてはならず、時間外労働や夜勤を手配してはならないことを明確にした。

天津《2019年労災保険待遇基準の調整に関する問題の通知》の公布

2019年7月22日、天津市人力資源及び社会保障局は『2019年労災保険待遇基準の調整に関する問題の通知』を公布した。

『通知』では、2018年12月31日前に障害手当の一級から四級を享受している労災従業員(養老保険を受給している定年退職労災従業員を除く)は、労災等級に応じて一人あたり毎月以下の通り手当を増加する。一級障害 210 元、二級障害 200 元、三級障害 190 元、四級傷害 180 元。

2018年12月31日前に定年退職手続きを完了した一級から四級の定年退職労災従業員(離職従業員を含む)は、労災等級に応じて一人あたり毎月以下の通り手当を増加する。一級障害 60 元、二級障害 50 元、三級障害 40 元、四級傷害 30 元。

2018年12月31日前に親族供養弔慰金を受取り労災死亡従業員を供養した親族と配偶者は一人あたり月額70元増加して、最低基準1561元を支給し、その他の供養した親族は一人あたり月額52元増加して、最低基準1169元を支給することを明確にした。

当資料は情報提供のみを目的として、中智上海によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

中智上海経済技術合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は1987年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。国内外に126社の支社機構を有し、76の国または地域で経済技術及び人材提携を展開しています。中智では現在、世界500強企業239社傘下の1057社や中国500強企業148社傘下の611社を含む全世界の企業7.6万社の企業やそこで勤めている202万名以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員へ人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日本企業倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

君合の中国法コラム

新たに公布された独占禁止法に関する三つの行政法規について

中国市場監督管理総局(以下「国家市場監督局」という)は、2019年7月1日に『カルテルの禁止に関する暫定規定』、『市場における支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定』及び『行政権力を濫用した競争行為の排除、制限に対する差し止めに関する暫定規定』【局令第10号、11号、12号】(以下「三つの行政法規」と総称する)を公布した。2019年9月1日に前記三つの行政法規が施行されるのに伴い、元の国家工商行政管理総局が公布した『工商行政管理機関によるカルテル行為の禁止に関する規定』、『工商行政管理機関による市場における支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定』及び『工商行政管理機関によるカルテル事件、市場における支配的地位の濫用事件に対する調査・処分手続きに関する規定』は廃止される。本稿では、当該三つの行政法規のキーポイント及びその影響についてご紹介する。

I. 三つの行政法規のキーポイント

1. 法執行手続きに関するルール統一

- ① 当該三つの行政法規では、法執行機関の管轄範囲及びルールが統一される。即ち、今後は、事件内容が複雑且つ全国的な範囲で重大な影響を及ぼす行為、及び国家市場監督局が自ら管轄する必要があると認められた行為については、国家市場監督局が、省・自治区・直轄市を跨いで取調べを担当することとなる。省レベルの市場監督局は、管轄する行政区域内で発生した行為の取り調べを担当するが、その内容については、国家市場監督局の監督を受けることとなり、適時に報告及び届出を行う必要がある。また、国家市場監督局及び省レベルの市場監督局は、法に定めるその権限の範囲内において、下級の市場監督部門に取調べを授権し、担当させることができる。
- ② 書面での告発に係る要件、及び違法行為に関する情報の公示等に関するルール統一に伴い、独占禁止法に違反した場合に受ける可能性のある行政処罰等が予想しやすくなる。

2. 『カルテルの禁止に関する暫定規定』(以下「カルテル禁止規定」という)では、カルテルに該当する各種行為が明確化されるとともに、バスケット条項が設けられている

『カルテル禁止規定』の第7条～第13条において、カルテルに該当する各種行為が明確化され、「具体的な行為+バスケット条項」という形式で規定されており、企業が第7条～第12条に定めるカルテル行為に該当する行為を実施した場合、市場監督部門は当該行為が実質的に「競争を排除、制限する効果」を有するか否か、市場の競争に影響を与えるか否か等の要素を分析することなく、企業の行為がカルテル行為に該当すると直接認定することができる。

なお、上記第7条～第12条に定める典型的なカルテル行為を除くその他のカルテル行為について、市場監督部門は、当該カルテル行為により生じた市場の変化、カルテル行為の性質及びカルテルが及ぼした影響等を総合的に考慮し、且つカルテルが確かに「競争を排除、制限する効果」を生じさせたと証明できた場合に限りカルテル行為と認定し、行政処罰を与える。

3. 『カルテル禁止規定』における「寛大な措置」に関する制度

独占禁止法の分野における「寛大な措置」とは、刑法上の「自首制度」に相当するものである。その内容は、政府がカルテルに参加した事業者に対して、自社のカルテル行為を行政主管部門に自発的に申告するよう奨励し、これにより事業者への処罰を相応に軽減する制度である。『カルテル禁止規定』の公布に伴い、「寛大な措置」に関する制度の具体的な要件が明確化された。行政主管部門は、違法行為の自発的な申告を行った事業者に対して、申告時期、証拠の重要性、実施したカルテルの状況に基づいて処罰を減免し、また申告を行った順序に応じて上位3者に罰金の減免を行うことが規定されている(第33条～第34条)。

4. 『市場での支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定』(以下『市場での支配的地位の濫用禁止規定』という)における IT 企業の市場における支配地位に係る認定について

『市場での支配的地位の濫用行為禁止規定』では、IT 企業を含む新興業態の事業者の市場における支配地位の認定に係る要件について規定されている。具体的には、ユーザ数、インターネット上における影響力、ユーザ囲い込み効果及び関連データの把握・処理能力等を指す(第 11 条)。

5. 調査の中止に関する制度の完備

『独占禁止法』第 45 条では、独占禁止法執行機関によるカルテルの疑いがある行為に対する調査中に、調査対象の事業者が、所定の期間内に具体的な措置を講じて当該行為の影響を解消することを承諾した場合、独占禁止法執行機関は調査の中止を決定することができるが、事業者による承諾の履行を監督しなければならず、事業者が当該承諾を履行した場合に限り、調査の終了を決定できると規定されている。当該調査の中止に関する制度について、今回の『カルテル禁止に規定』及び『市場における支配的地位の濫用禁止規定』では、さらに踏み込んで、調査の中止が適用される状況及び調査の具体的な範囲等について具体的に定められるとともに、事業者は調査期間中に書面で調査の中止を申請できると明確に定められている。ただし、『カルテル禁止規定』において、価格カルテル、数量カルテル、市場分割カルテル等の重大なカルテル行為については、調査の中止が適用されない旨が規定されている。

II. 企業の経営に及ぼす影響、注意点

1. カルテルに関する行政調査の増加が予想される

『カルテルの禁止に関する暫定規定』の施行に伴い、典型的なカルテル行為(同規定第 7 条～第 12 条に定めるカルテル行為)に対してより厳格な認定が行われるようになるほか、新しいタイプのカルテル行為(例えば、クライアントの囲い込み、共同販売等)も調査、処罰の対象となる可能性が増した。また、「寛大な措置」に関する制度の明確化により、カルテルに参加した企業の自首の増加が予想されるため、これに伴い自首により得た情報に基づいた行政調査も増加すると思われる。したがって、企業は今後、行政主管部門の対応を見守りつつ、競合相手または他の事業者とカルテルを結ばないよう十分に留意していくことが必要となる。

2. 「調査の中止」及び「寛大な措置」に関する制度の活用

カルテルへの参加を疑われた企業は、積極的に「調査の中止」及び「寛大な措置」に関する制度を活用して、処罰、罰金の減免を勝ち取っていくことが必要となる。

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟(ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て 2015 年 5 月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&A の分野に強い。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年8月)

- ニュースフォーカス No.8 2019
広東省仏山市 ロボット産業の発展に注力
http://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/986_ext_02_0.pdf
業務開発室
- MUFG BK 中国月報 第162号 (2019年8月)
中国現地法人における企業ガバナンスのポイント
<https://count.bk.muftg.jp/c/Ccl0jy8hjn70wyH5519d4b7lid0jy8hl9easl>
国際業務部
- 経済マンスリー 2019年8月5日
米中摩擦に伴う危機感を追い風に改革開放強化
http://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1002_ext_02_0.pdf
経済調査室
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/8/7
<https://count.bk.muftg.jp/c/Ccl0jz3lktpv1nH1fadf0dblid0jz3lmfvfd5>
国際業務部

本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。

本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。

本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。

過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。

当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。

受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214